

香川県広域水道企業団職員の地域手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第12号

香川県広域水道企業団職員の地域手当に関する規程の一部を改正する規程
香川県広域水道企業団職員の地域手当に関する規程（令和 2 年香川県広域水道企業団企業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （経過措置） 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により高松市から香川県広域水道企業団に派遣されている職員であった者であって令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間において引き続き新たに香川県広域水道企業団の職員となった者その他これに準ずるものとして企業長が認める者に係る第2条第2項の規定の適用については、当分の間、高松市内に在勤する場合に限り、同項中「100分の3.2」とあるのは、「<u>100分の5</u>」とする。	附 則 （経過措置） 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により高松市から香川県広域水道企業団に派遣されている職員であった者であって令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間において引き続き新たに香川県広域水道企業団の職員となった者その他これに準ずるものとして企業長が認める者に係る第2条第2項の規定の適用については、当分の間、高松市内に在勤する場合に限り、同項中「100分の3.2」とあるのは、「<u>100分の6</u>」とする。

附 則
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。